

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	15	担当課	農地整備課
法令名	愛媛県の海を管理する条例	根拠条項	10	不利益処分の種類	占用料及び土石採取料の徴収	
<p>(占用料、採取料)</p> <p>第10条 知事は、第3条第1項の許可を受けた者から、別表第1及び別表第2に定める占用料又は土石採取料(以下「占用料等」という。)を徴収する。</p> <p>2 知事は、特に必要と認める者にたいしては、その占用料等を減免することができる。</p> <p>3 既に納付した占用料等は、還付しない。ただし、第8条第2項の規定により許可を取り消した場合その他知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>						